

卓落の間自ら蕩然の氣を藏するを映すものと較ぶるに、著しく異なるものあり。仍て臆ふに是れ或は他の代て毫を較ぶるものか。但玄透後に光紹智堂刊 永平元禪師清規（寛文七年四月跋）に冠註を加へて重刊（寛政六年五月自序）するに、本文中悉く辨道に作るも、後自ら上梓する玄透輯 永平小清規（享和三年八月自序）に至りては全て辨道となす。是れ眞蹟辨道話等に依り特に意を用ふる所あるか。

玄透の徳雲寺藏眞蹟辨道話の拜寫本を得たる時を考ふるに、其刊刻縁起に依り、行持篇壽梓の後となすを以て是れ行持篇板行の天明七年中夏（玄透）より、『刊刻辨道話縁起』の成る天明八年正月に至る間に在りとなすべく、而して其刊刻の圓成は、同書刊記に言ふ『天明八年歲次戊申雪安居日 攝州熊耳山佛眼禪寺藏版 幹事比丘邊古謹誌』に依て按ずるに、同年十月十六日以後同年歲杪に至る間、或は翌天明九年春となすべし。同書卷末に『助縁』として刊刻の資助者名を掲ぐ。即ち道俗都盧八十六員、其中に就て僧尼七十七員、俗九員にして、是等は多く先の行持篇の刊刻に亦助捐する所なり。僧中に玄透の法嗣十哲を見る。即ち復庵、禪智、玄龜、良仙、梵樹外五師なり。復庵は蓋し佛眼寺監院たり。幹事として専ら辨道話の剞劂を督す。

玄透刊刻行持篇並に辨道話は『刊刻辨道話縁起』に言ふ正法眼藏の分刻と見做すべく、是れ後の玄透發願に由る永平寺版正法眼藏の開版（寛政八年以降）を興すものに外ならず。即ち玄透が『刊刻辨道話縁起』に『至若我祖訓亦唯其祕之者。非所以其尊重之也。炳如也。』として、僧録關三刹の禁令を冒して

敢て兩書を刊刻せるは、後に僧録を撼して積年の停止を革めしめ、永平寺版正法眼藏を壽梓せると全く軌を一にする所に於て、此に玄透が正法眼藏を開刻して以て永平高祖に兒孫孝順の丹衷を披瀝せんとするは、是れ其の素志たり、又宿願たるを證するものに外ならず。又天明の兩書刊刻に參與せる門下復庵等の龍象は多く寛政七年玄透の祖山永平寺晉住に從て同寺に在り、専ら師玄透を翼贊して能く永平寺中興の大業を成さしむるに、其正法眼藏開刻に亦輔佐する所の尠少に非るは推して知るべきも、今は僅かに同書の刊記に復庵等門下の助刻を誌すに止ると見ゆるは眞に憾むべしとなす。（永平寺版正法眼藏 助刻す）

谿聲山色卷に『本山永平寺監院復庵、同徒慧滿、紹光、智閑、希能、文皓、宗瓊』が捐金、同書看經卷に『副寺禪智』、同書佛向上事卷に『副寺惟一』が、共に本山安居衆に募化、助刻すと誌す。而して復庵、禪智が、先に玄透の行持篇並に辨道話の上梓を扶援する者なること前述の如し。

正 誤
拙 稿

第十八卷第二號二七三下第十二行 『近聞濃州佛眼曰。』を『而復近聞濃州樹和尚。吾師住于攝之佛眼日。』とす。

（第二十一卷第二號一九六下重出に同じ。）

第二十一卷第二號一九四上第五行 壬午 を 壬申 とし、

一九六下第二十一行 雲 の上に 東 を加ふ。